

障害者差別解消法施行後の国公立博物館における合理的配慮の現状と課題

木寺英里奈* (lz260059@senshu-u.jp), 野口武悟* (takenori@isc.senshu-u.jp)

*専修大学

1.背景と目的

1.1 研究背景

2013年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」)が制定され、2016年4月1日から施行された。近年、障害者の権利擁護に向けた取り組みが国際的に進められており、2006年12月の国連総会において「障害者の権利に関する条約」(以下、「障害者権利条約」)が採択された。この条約に日本政府が批准するための国内法整備の一環として「障害者差別解消法」は制定されたのである¹⁾。

「障害者差別解消法」では、「差別を解消するための措置」と「差別を解消するための支援措置」を定めており、前者には「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」²⁾が該当する。

博物館では、国際障害者年(1981)以降、エレベーターの設置などのハード面での取り組みを中心にバリア(障壁)解消が進められてきた。博物館利用者には障害者はもちろん、高齢者や外国人などさまざまな人がいるため、近年、誰もが楽しめる「ユニバーサル・ミュージアム」の考えも広まりつつある。それに伴い、視覚障害者にも楽しんでもらえるよう触覚を利用した展示がおこなわれるなどソフト面での取り組みも行われ始めている。

しかし、「障害者差別解消法」施行前に行った菊池・水内による「博物館における合理的配慮の現状と博物館学芸員の意識」(2016年)に関する調査研究によると、施設のバリアフリーを行なっていると回答した博物館は54.6%と6割に満たず、また障害に関する理解などを高めることに対する職員研修を行っていないと回答した博物館が85.3%とも及ぶなど、課題の多い現状にあることが明らかとなっている。

1.2 研究目的

岡田・野口・植村による「「障害者差別解消法」施行後における公立図書館における障害者サービスの現状」(2017年)では、障害者サービスをおこなっていると回答した公立図書館は95.2%と高い値であった。一方で、前述の菊池・水内による調査では、まだ障害者対応が十分でない現状が示されている。では、「障害者差別解消法」が施行されて1年が経過した現在において、博物館の障害者に対する合理的配慮の現状はどうなっているのだろうか。

そこで、本研究では、障害者に対する合理的配慮の提供が義務づけられた全国の国公立博物館を対象として、アンケート調査とヒアリング調査を行ない、博物館における合理的配慮の現状と課題を明らかにすることを目的とする。

1.3 研究方法

本研究では、上記の目標を達成するために、アンケート調査とヒアリング調査を行なう。

まず、アンケート調査であるが、『全国博物館総覧』に載っている全国の博物館のうち、国公立かつ登録博物館 500 館を対象とした。このうち、国立博物館は、独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館 4 館と、独立行政法人国立美術館が設置する博物館 5 館の計 9 館とする。調査期間は、2017 年 8 月中旬～2017 年 9 月下旬である。主な調査項目は、(1) 障害者に対する配慮の有無、(2) 障害者に関する施設・設備の整備状況、(3) 展示手法、(4) 展示補助教材の有無、(5) ボランティアの有無、(6) 広報の有無、(7) 職員に対する障害者理解のための研修・プログラムの有無などである。

次に、ヒアリング調査についてである。アンケート調査への回答結果から、障害者に対して配慮を行なっていると回答した博物館にヒアリング調査を依頼し、受諾の返事があった 8 館を対象とした。調査期間は、2017 年 10 月下旬～2017 年 11 月下旬である。また調査項目は、全部で 7 項目からなり、(1) 建物の情報、(2) 改修工事の有無、(3) 職員体制（常勤・非常勤・臨時の別など）、(4) 展示補助教材の利用方法や利用頻度、(5) 広報方法、(6) 今後の取り組み、(7) ソフト面に関する意識について、である。

2. 結果

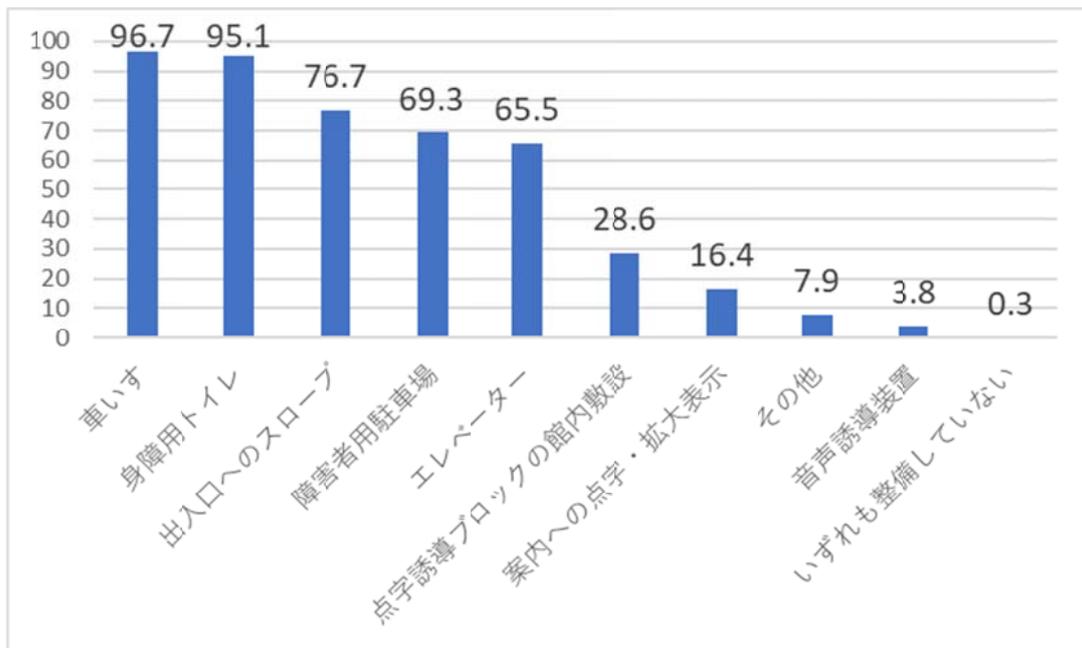
2.1 アンケート調査の結果

アンケート調査は 500 館のうち 396 館から回答があり、アンケート用紙の回収率は 79.2% であった。このうち、有効回答数は 393 館だった。

393 館のうち、障害者に対して何らかの配慮を行なっていると回答したのは 392 館 (99.7%) であった。

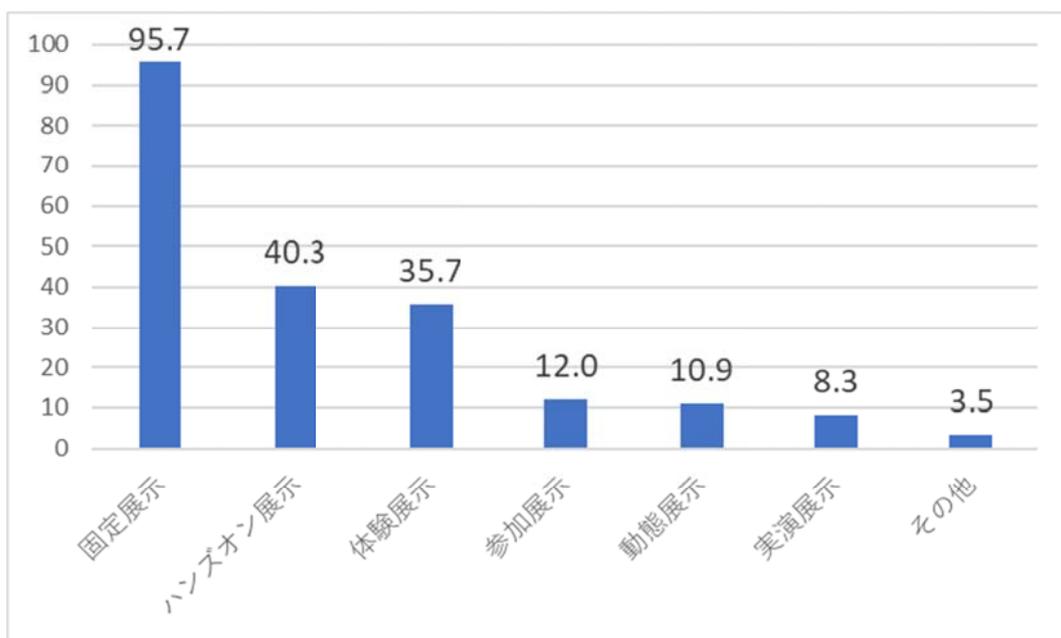
施設・設備の配慮については、391 館 (99.4%) が行なっていた。その内容としては、車いすの常備、身障用トイレ、出入り口へのスロープなど、多くの博物館で障害者に配慮していることが分かった (図 1)。施設・設備面で何の配慮もしていないと答えた博物館は 1 館だけであった。

展示手法での配慮については、393 館のうち 375 館 (95.4%) から回答があった。その 375 館のうち 359 館が固定展示を行っていると回答であった。その次にハンズオン展示、体験展示を行っていると回答であった (図 2)。とりわけ、ハンズオン展示は、障害者にとって有効な展示手法であるといわれており、一般的な展示方法である固定展示の次に回答が多かった。



(N=391：複数回答) (単位：%)

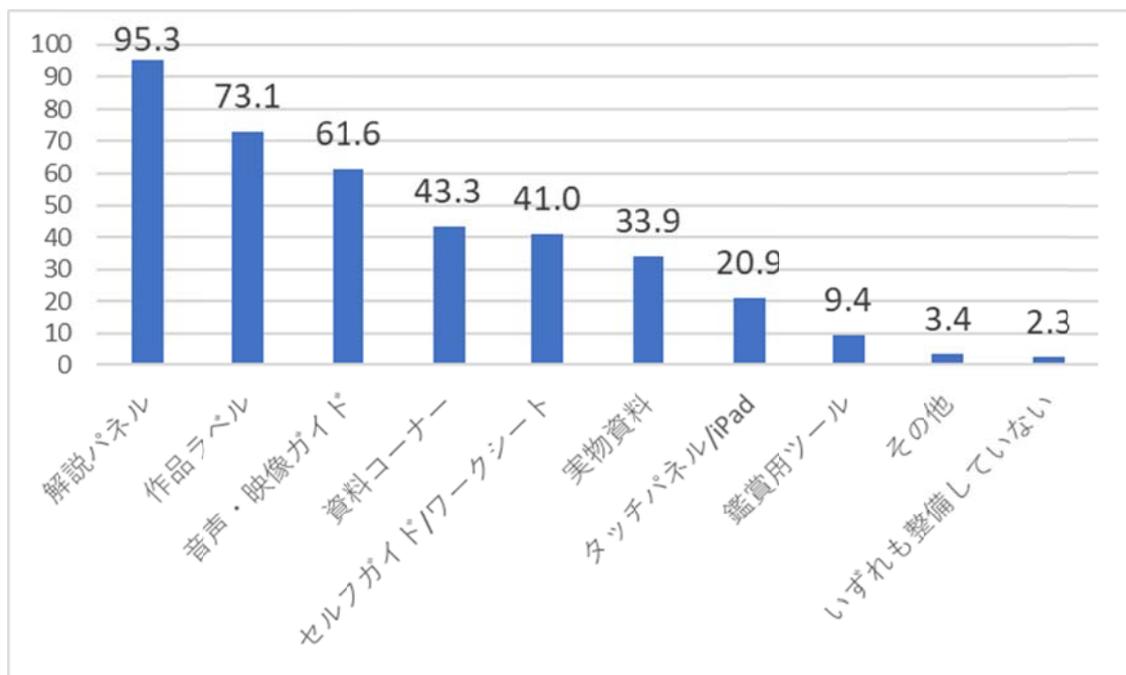
図1 障害者に関する施設・設備の整備状況



(N=375：複数回答) (単位：%)

図2 展示手法

展示補助教材については、回答の多かった順に解説パネル、作品ラベル、続いて音声・映像ガイドであった(図3)。いずれも設置していない館はわずか9館(2.3%)であった。



(N=383：複数回答) (単位：%)

図3 展示補助教材の整備状況

障害者に対する配慮を行なっていることを広報で市民に周知していると回答した博物館は、この項目に回答のあった385館のうち112館(29.6%)であった。市の広報紙のみという館が多く、広報を積極的に行なっている博物館は少ないようであった。

最後に、職員に対する障害者理解のための研修を実施していると回答した博物館は、この項目に回答のあった385館のうち73館(19.0%)であった。県や市などが実施する研修に参加している館が多く、博物館独自に職員研修等を実施している館は少数であった。

2.2 ヒアリング調査の結果

8館にヒアリング調査を行なった結果、ハード面については、国際障害者年(1981年)以降に建てられた建物・施設であるという点が共通していることが分かった。

ソフト面についての意識としては、「クレームがあれば対応する、最低限のバリアフリーを満たせば終わり、予算が切れたらおしまい、といった姿勢ではなく、これまで来館しにくかった人に親しみを広める活動を、地域とともに作り続ける関係性を追求している」など、ヒアリング調査を受けてくれた博物館では、障害者に対する配慮は必要なものであるとの回答がほとんどであった。

広報の方法では、ホームページやチラシで障害者に対する配慮に関する情報を記載しているという回答が多かった。ホームページに音声読み上げ機能をつけている、色づかいなどの工夫をしているという回答もあった。

今後の取り組みとしては、「視覚障がい者向けの展示案内・創作教室・触る鑑賞指導、発達障がいの児童や大人に配慮した展示案内、シルバーカードや休息椅子の随時貸出などを、今後とも継続しておこなっていく」との具体的な回答もあった。新たに、「見えにくい人や読みにくい人に配慮した情報掲示の工夫、さらに他には研修を実施する予定である」などといった回答もあった。

3. 考察と結論

アンケート調査の結果では、障害者に対して配慮をしていると回答が 99.7% と高い数値となった。しかし、この数値の意味するところは、ハード面、すなわち施設・設備での配慮によるところがほとんどであることに注意しなければならない。

2006 年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」）によって、建築物や公共交通機関等の新設や大規模改修などをする場合、移動等円滑化基準への適合が義務づけられた。ヒアリング調査の結果から、国際障害者年（1981 年）以降に建てられた建物・施設が多いことや、この「バリアフリー新法」施行から 10 年が経過していることから、博物館の施設・設備に関してはバリアフリー化の取り組みが進んでいると考えられる。同時に、建物が古い、立地などの関係で全面的にバリアフリーを行なうことができないという回答もあり、施設・設備の一部分のバリアフリー化にとどまっている博物館が少なくない現状も明らかとなった。

同じくハード面といえる展示補助教材については、作品ラベルや解説パネルなどが回答として多く、またワークシートやセルフガイドなども児童生徒向けの教材として作られていることが多いことから、障害者のためのアクセシブルな教材の整備はまだこれからといえるだろう。

ハード面での配慮を進めようとする、予算の不足という課題に行き当たる博物館が多い。しかし、予算が足りなくても行なえることはあるのではないだろうか。職員のちょっとした工夫、例えば、展示補助教材の解説パネルやワークシートの文章を分かち書きする、漢字に振り仮名（ルビ）をつける、色づかいを工夫するなど、によって改善できることもある。

ハード面に対してソフト面については、全般的に配慮はまだこれからという現状にあることが分かった。障害者理解のための研修を行なっていると回答した博物館は 19.0% と低く、広報についても取り組みは低調であった。今後はソフト面での一層の強化が必要である。

ソフト面での配慮を進めるためには、何よりもまず職員の研修が重要であると考えられる。「障害の多様性にどのように対応すべきか難しい」という意見もあったが、さまざまな障害の特性と配慮の方法を理解のための実践的な研修が望まれる。また、博物館に関わる全員が共通理解するためにも、研修は、学芸員はもちろん、その他の職員や、可能であれば

ボランティアにも参加を呼びかけて受講できる機会を設けることが肝要である。

現在の「障害者差別解消法」では、合理的配慮は「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないとき」に提供するとされている。そのため、障害者からの意思の表明がないと配慮がなかなか進まないという面もあるかもしれない。しかし、意思を表明できない障害者や、表明することを遠慮しているもいる障害者（いわば、声をあげられない・あげづらい人々）がいることを考慮して、自主的に取り組みを推進していくことが大切であると考える。

注

- 1) 日本政府は「障害者権利条約」を2014年1月に批准した。
- 2) 合理的配慮とは、「障害者権利条約」第2条によって、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されている。「障害者差別解消法」では、行政機関等（国公立博物館など）には合理的配慮の提供を義務化し、事業者（私立博物館など）には努力義務としている（同法第7条及び第8条）。

文献

1. 大高幸・端山聡子編著『新訂 博物館教育論』放送大学教育振興会、2016年。
2. 岡田真帆・野口武悟・植村八潮「「障害者差別解消法」施行後の公立図書館における障害者サービスの現状」『図書館総合研究』第17号、2017年、p.1-18.
3. 菊池加奈・水内豊和「博物館における障害者への合理的配慮の現状と博物館学芸員の意識」『特別支援教育コーディネーター研究』第12巻、2016年、p.35-42.
4. 里見親幸『博物館展示の理論と実践』同成社、2014年。
5. 中央法規出版編集部『障害者差別解消法事業者のための対応指針（ガイドライン）：不当な差別的扱い・合理的配慮の具体例』中央法規、2016年
6. 日本博物館協会『全国博物館総覧』ぎょうせい、1986年。
7. 野口武悟・植村八潮編著『図書館のアクセシビリティ：「合理的配慮」の提供へ向けて』樹村房、2016年。
8. 広瀬浩二郎編著『ひとが優しい博物館 ユニバーサル・ミュージアムの新展開』青弓社、2016年。
9. 広瀬浩二郎「「ユニバーサル・ツーリズム」とは何か」『民族通信』157巻、2017年、p 16-17.
10. 嶺重慎・広瀬浩二郎編『知のバリアフリー：「障害」で学びを拓げる』京都大学学術出版会、2014年